

二ノ倉開発採石場増設事業に係る環境影響予測評価実施計画書の概要

1 対象事業の名称等

(1) 事業の名称

二ノ倉開発採石場増設事業

(2) 事業者の名称

株式会社二ノ倉開発 代表取締役社長 小島 大介

(3) 事業の種類

土石の採取

(4) 対象事業の目的

県西部において30年に亘り、年間約80万トンの骨材を供給してきたが、既存採石場が終掘に近づいていることから、その隣接地に採石場を増設し、骨材の安定供給を図り、地域経済に貢献することを目的とする。

2 対象事業の位置等

(1) 実施区域

足柄上郡山北町谷ヶ1258番地ほか 26.7ヘクタール

(2) 実施区域及び周辺地域の環境の特性

<社会的状況>

○土地利用：実施区域は、山林となっており、実施区域周辺は、隣接する既存採石場のほかは針葉樹や広葉樹の傾斜地山林が大部分を占める。なお、実施区域は都市計画区域外であり、用途地域の指定はない。

○交通：実施区域の北側を東西方向に東名高速道路と一般国道246号、南側を東西方向に一般県道726号（矢倉沢山北線）が通っている。

○大気汚染：実施区域周辺では、山北町に一般環境大気測定局が設置されておらず、南足柄市生駒に1局設置されている。平成15年度の測定結果では二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、環境基準に適合しているが、光化学オキシダントは環境基準に適合していない。

○水質汚濁：実施区域周辺の公共用水域の4地点で水質調査を実施している。平成14年度の調査結果は、2地点で大腸菌群数の環境基準を超過しているが、これ以外の生活環境項目及び健康項目については、全ての地点で環境基準に適合している。

<自然的環境>

○地形・地質：足柄山地に属し、山頂緩斜面や山体の中腹には一般斜面や急斜面が発達し急崖が存在する。地質は、砂岩、泥岩の互層ならびに凝灰岩、安山岩を主とする礫岩からなる。

○動物：実施区域周辺には、ニホンザル等の哺乳類、ノスリ等の鳥類、アカハライモリ等の両生類・は虫類、ミヤマカラスアゲハ等の昆虫類、アユ等の魚類が確認されている。

○植物：実施区域及びその周囲の大半は、スギ・ヒノキ・サワラ植林で占められ、尾根筋と斜面下部にアカシデ-イヌシデ群落が分布する。

○地域景観の特性状況：実施区域の景観は、ハイキングコース等のレクリエーション資源やゴルフ場が点在しており、自然景観が主な地域景観の構成要素となっている。

(3) 環境の特性に基づき配慮しようとする内容

○自然環境・景観資源の回復への配慮

周辺地域の自然環境との調和を重視し、広範囲に樹木の伐採を行うのではなく、半年から1年間の原石採掘量に応じた面積ごとに樹木の伐採を行うことや、原石採掘終了後の最終残壁の小段部には速やかに緑化を行い、できる限り自然環境への影響の低減に努め、また自然環境の回復及び景観資源の回復に十分配慮する。

○周辺水域への配慮

調整池（兼沈砂池）の設置による洪水、土砂流出防止や水質汚濁防止など、周辺の水域の保全に十分努める。

○周辺地域の居住環境への配慮

骨材プラントの破碎・選別機の一部を建屋で囲むことや採取区域の平坦地、場内道路等への散水など粉じんの発生防止や飛散防止、発破の際には近隣への影響をできるだけ小さくするように爆薬の種類や装薬量に配慮するなどの騒音・振動の低減に努め、周辺地域の居住環境の保全に十分配慮する。

○周辺地域の交通安全への配慮

関係車両（ダンプトラック）の運転手に対して、定期的に交通安全教育を行うなど安全運転の啓発を図るとともに、ダンプトラック一台ごとに積載量を計測し、過積載防止を徹底し、周辺地域の交通安全の確保に十分配慮する。

○地球温暖化防止への配慮

関係車両（ダンプトラック）の運転手に対して、アイドリングストップを徹底し、地球温暖化防止に十分配慮する。

3 対象事業の概要

(1) 対象事業の規模

○実施区域面積 267,000平方メートル

○原石採取計画（10年間で1期として約30年間）

	原石（立方メートル）	表廃土石（立方メートル）	合計（立方メートル）
第1期	2,133,000	1,252,000	3,385,000
第2期	2,550,000	95,000	2,645,000
第3期	2,572,000	318,000	2,890,000
総量	7,255,000	1,665,000	8,920,000

（2）事業の実施方法

- 樹木伐採・表土除去の上、原石を採取し、関連区域内の骨材プラントへ運搬し、破碎・選別を経て、製品として搬出する。
- 生産規模は、現状と同程度を維持する。
- 原石採取は、山の上部より階段状に採掘する「階段採掘法」を採用し、発破で岩盤を起砕し、順次ベンチを下げて採取を進める。
- 原石採取を進めた後の最終残壁（階段の高さ10m以下、小段幅5m以上、掘削面の傾斜60度以下の階段状の残壁）の形成後には、速やかに緑化（斜面には種子吹き付け、小段部には植栽）を施し、自然への復旧を図る。
- 表土除去により発生する表土、及び骨材プラントでの破碎・選別工程にて発生した製品にならない廃石は、表廃土石堆積場にて堆積処理を行う。

（3）土地利用の計画

利用区分		面積（平方メートル）	比率（パーセント）
実施区域	採取区域	165,000	61.8
	残置森林	102,000	38.2
	合計	267,000	100.0

なお、隣接する既存採石場を関連区域とし、関連区域には骨材プラント、表廃土石堆積場、場内道路、事業所、採取区域、産業廃棄物中間処分場などが存在する。

○経年土地利用計画

	第1期終了後 （着手10年後）	第2期終了後 （着手20年後）	第3期終了後 （着手30年後）

採取面積（累計） （平方メートル）	115,000	135,000	165,000
----------------------	---------	---------	---------

4 評価項目の選定

(1) 選定した項目

9項目

(2) 対象事業の評価項目と行為内容の関係

評価項目	評価細目	行為内容（環境影響要因）
大気汚染	規制項目（粉じん）	樹木伐採・表土除去、発破、採取・運搬機械の稼働、骨材プラントの稼働、土地の形質の変更
水質汚濁	外観	土地の形質の変更
騒音・低周波空気振動	騒音	樹木伐採・表土除去、発破、採取・運搬機械の稼働、骨材プラントの稼働、関係車両の運行
	低周波空気振動	発破
振動	振動	樹木伐採・表土除去、発破、採取・運搬機械の稼働、骨材プラントの稼働、関係車両の運行
水象	河川	土地の形質の変更
地象	傾斜地の崩壊	土地の形質の変更
植物・動物・生態系	植物	樹木伐採・表土除去、土地の形質の変更
	動物	樹木伐採・表土除去、土地の形質の変更
	水生生物	土地の形質の変更
	生態系	樹木伐採・表土除去、土地の形質の変更
景観	景観	土地の形質の変更
安全	交通	関係車両の運行

(3) 選定しない評価項目

10項目（土壌汚染、地盤沈下、悪臭、廃棄物・発生土、電波障害、日照障害、気象、文化財、レクリエーション資源、地域分断）

5 対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容

- 採取計画の認可（採石法）
- 林地開発行為の許可（森林法）
- 保安林の解除（森林法）
- みどりの協定の締結（神奈川県自然環境保全条例）

- 自然環境保全地域内の行為の届出（神奈川県自然環境保全条例）
- 火薬類譲受・消費許可（火薬類取締法）
- 土地利用調整条例に基づく審査（神奈川県土地利用調整条例）